



最高裁秘書第4879号

平成29年12月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

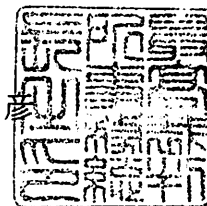
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第66号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年12月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

#### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

12月6日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法研修所が作成に関与した twitter アカウントの一覧が書いてある文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月10日付けで、当該申出に係る文書は、作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所は、ツイッターを業務として利用しておらず、またツイッターア

カウントの作成に関与したことはないことから、本件開示申出に係る文書  
を作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。